

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	「県立高校改革実施計画（全体）」の一部改定（素案）について-----	1
II	「かながわランドデザイン 評価報告書2021」等について-----	5
III	県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について （令和4年3月17日以降）-----	8
IV	令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント に係るアンケート調査結果について-----	21
V	県立学校における新たな校長職「総括校長」導入の検討状況について-----	26
VI	厚木市複合施設への県機関の入居について-----	28
VII	インクルーシブ教育の推進について-----	30
VIII	神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について-----	34
IX	令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果について-----	36
X	かながわ特別支援教育推進指針について-----	41
X I	県立特別支援学校の校名変更について-----	45

I 「県立高校改革実施計画（全体）」の一部改定（素案）について

1 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革基本計画」（平成27年1月策定）に基づき、平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」（以下「全体計画」という。）は、中長期を展望し、平成28年度から令和9年度までの12年間の県立高校改革にかかわる教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合等について示している。

2 全体計画の一部改定の経緯について

全体計画は、計画策定後の様々な状況変化に対応するため、Ⅲ期計画※策定時に、社会状況の変化やⅠ期、Ⅱ期計画の進捗状況の検証結果を基に必要な見直しを行うこととしている。

※ 全体計画をもとに、具体的に取り組む施策内容等を明らかにした期別計画（4年間の計画）。これまで、Ⅰ期計画（平成28年度～令和元年度）、Ⅱ期計画（令和2年度～令和5年度）を策定した。Ⅲ期計画（令和6年度～令和9年度）は、令和4年度秋に策定する予定。

3 全体計画策定後の状況変化等について

全体計画策定後の県立高校改革にかかわる様々な状況変化、Ⅰ期、Ⅱ期計画の進捗状況の検証結果について、次のとおり整理した。

(1) 県立高校の教育を取り巻く状況の変化

ア 社会状況の変化

- ・地域間の差異は見られるものの、公立中学校卒業予定者数は引き続き減少していく傾向にある。
- ・人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化したSociety5.0時代を迎え、こうした社会に対応した人材育成が求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、学校教育では生徒の安全と安心の確保と学びの保障が課題となり、オンライン等のICTを利活用した学習が求められるようになった。

イ 高校教育をめぐる動き

- ・生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現が求められるようになっている。
- ・成年年齢が18歳になり、自己のキャリア形成と関連付けた学びの

継続、キャリア教育等の充実が引き続き必要とされている。

- ・令和4年度から主体的・対話的で深い学びを実践するための新しい学習指導要領に基づく教育課程が始まった。

ウ 現代の高校生の状況

- ・学校生活等への満足度や学習意欲が低下しているため学習意欲を喚起することが引き続き求められている。
- ・生徒の心の問題、家庭、学校、地域等、生徒の置かれている環境の問題などが複雑に絡み合い、多方面からの連携した支援が必要とされている。

(2) I期、II期計画の進捗状況の検証結果

ア I期計画

I期計画の検証結果では、学習指導要領の改訂を踏まえ、国が示す指針などを注視して取組みを進めることや時代に即した教育環境の整備などに引き続き取り組む必要があると整理した。

イ II期計画

II期計画の進捗状況では、一部の取組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、全体としては概ね計画どおりに進んでいることを確認した。

4 全体計画の見直しの方向について

県立高校改革にかかわる様々な状況変化等を踏まえ、計画の構成や方向性を大きく変更しなければならないような状況は生じていないことから、基本的な考え方（改革のコンセプト、改革の3つの柱、改革のめざす姿）や構成（改革の3つの柱を支える7つの重点目標など）は変えずに、重点目標の下に位置付けた個別の取組みについて、見直す方向で進めることとした。

また、新型コロナウイルス感染症対策の中で得られた経験については、計画に基づく取組みに反映することとした。

5 主な見直し項目（案）

(1) 期別計画（I期・II期）の改定で追加した取組み

ア STEAM教育研究推進校の指定（重点目標2）

STEAM教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、

学習プログラム等の研究開発を実施する記載を追加

イ 通級指導導入校の指定（重点目標 3）

生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、通級指導導入校を指定し、通級による指導を実施する記載を追加

ウ スクール・ポリシーに基づく教育活動の推進（重点目標 4）

スクール・ポリシーを策定・公表し、これに基づく教育活動を推進する記載を追加

(2) 社会状況の変化や取組みの進展等に伴う主な見直し

ア ICT利活用授業研究推進校の指定（重点目標 1）

新型コロナウイルス対策の中で得られた経験などをもとに、オンラインでの学び、1人1台端末の活用、デジタル教材の開発などを実施する記載に修正

イ 生徒海外留学支援の実施（重点目標 1）

海外との交流をオンラインにより実施する可能性があることなどを追加

ウ 県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進（重点目標 1）

県立高校生学習活動コンソーシアムの活用を進めるとともに、各学校においても関係機関等との連携協力体制の構築を進め、活用していく記載に修正

エ 国際バカロレア認定推進校の指定・取組みの普及（重点目標 2）

横浜国際高校における国際バカロレアの学びを他校にも広め、県立高校全体の英語教育や探究的な学びを充実していく記載に修正

オ 様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実（重点目標 3）

生徒が抱える悩みや置かれている環境などによる、様々な課題に対応するための支援体制を充実していく記載を追加

カ 学校経営・学校運営に資する外部人材の活用（重点目標 4）

学校の教育力や経営力の向上に期待される人材だけでなく、学校運営をサポートする人材も活用していく記載に修正

キ 神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入・推進（重点目標 5）

コミュニティ・スクールの全校導入が完了したことを受け、地域住民や保護者等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりにさらに取り組むとともに、学校運営協議会に設置された部会の活動を推進する記載に修正

ク 学校規模の適正化の推進（重点目標 7）

学校規模の適正化については、地域性にも配慮することやクリエイ

ティブスクールの学校規模を柔軟に設定することを追加
ケ 課程・学科等の改善（重点目標 7）

工業に関する学科、看護に関する学科の今後の方向性に関する記載
を修正するとともに、舞台芸術科に関する記載を追加

6 今後の予定

令和 4 年 7 月～ 8 月 全体計画一部改定（素案）のパブリック・コメント実施

9 月 県議会文教常任委員会に全体計画一部改定(案)、Ⅲ期計画(案)を報告

10 月 教育委員会に全体計画一部改定(案)、Ⅲ期計画(案)を付議

II 「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」等について

1 「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」

(1) 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」を作成する。

(2) 経過

- 令和元年11月開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の進行管理のあり方について審議し、評価方法等について提言
- 令和4年3月、「評価報告書2021」作成方針の策定（新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、「評価報告書2020」に引き続き、内容を「K P Iの進捗状況」と「指標の動向」などに絞り作成。）
- 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和4年5月30日から6月3日まで書面開催）において、「評価報告書2021」として了承

(3) 内容

- 「評価の概要」に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応」を記載するとともに、各プロジェクトの評価の冒頭に、「新型コロナウイルス感染症等の影響」を記載した。
- 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、K P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	49
K P Iの進捗率が100%未満	78
令和4年5月末までに未把握	24
合計	151

- ・ 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト3「高齢者」〉

認知症の人にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人だけでなく、支える家族も含めて支援していく取組みを強化することが必要である。

〈プロジェクト6「産業振興」〉

社会全体でデジタル化が加速する中、中小企業におけるデータやデジタル技術の活用を一層促進し、更なる成長につなげていくことが必要である。

〈プロジェクト9「減災」〉

想定を超える気象災害が各地で頻発しており、気候変動を踏まえた、防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。

〈プロジェクト17「雇用」〉

労働力人口の減少が見込まれる中、女性や外国人、障がい者などの多様な人材がそれぞれの強みを生かして活躍していくことが望まれることから、そうした人材に寄り添った支援を講じていくことが必要である。

〈プロジェクト20「協働連携」〉

コロナ禍で生じた様々な課題に対応するため、県民、NPO、企業、大学、行政など多様な主体が協働・連携した取組みを一層推進していくことが必要である。

(4) 公表

評価報告書は、令和4年7月21日から県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。また、公表後、翌日から県民の意見を募集し、寄せられた意見等を政策推進の参考にする。

2 「第3期実施計画」の点検

(1) 趣旨

本県は、令和元年7月に「第3期実施計画」を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

「第3期実施計画」では、政策のマネジメント・サイクルとして、計画の最終年度において、社会環境の変化を検証したうえで、「第3期実施計画」に示した政策全般について点検を行い、新たな課題の抽出や政策改善の方向性の整理を行うこととしている。そこで、今年度は「第3期実施計画」の総合的な点検を行い、総合計画審議会の審議を経て、点検報告書の取りまとめを行う。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）は、目標年次となる2025（令和7）年に向けた「神奈川の将来像」と「政策の基本方向」を示しているが、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしていることから、「第3期実施計画」の計画期間の最終年度に合わせて、点検を行うこととする。

(2) 点検の基本的な視点

「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検に当たっては、次の基本的な視点を踏まえて実施する。

- ・ 「かながわグランドデザイン 評価報告書」を踏まえた検証
- ・ 「社会環境の変化に伴う政策課題について」（令和4年3月総合計画審議会計画推進評価部会）を踏まえた検証
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の検証
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の理念を活かした社会的課題への対応の検証

(3) 今後の予定

令和4年11月	「第3期実施計画 点検報告書（素案）」取りまとめ 総合計画審議会での審議
12月	第3回県議会定例会に報告 県民意見募集を実施
令和5年2月	「第3期実施計画 点検報告書（案）」取りまとめ 総合計画審議会での審議 第1回県議会定例会に報告
3月	「第3期実施計画 点検報告書」公表

Ⅲ 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について (令和4年3月17日以降)

1 県立学校及び市町村立学校の対応について

- (1) 令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県

教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

(2) 3月29日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査については、行わないこととされたことを受け、授業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【今後の当面の対応の概要】

- 高等学校及び中等教育学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。
- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所

への送付により濃厚接触者を追認してもらう。

- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- 「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」は、7日間自宅待機とするが、無症状であれば、4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することが可能。

- (3) 4月12日に、文部科学省から4月1日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (4) 5月26日に、文部科学省から5月24日付け事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の記載やその取扱いの趣旨に変更はないが、夏季を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な具体的な場面が示されたことを受け、このことを、国のマスク着用に関するリーフレットを活用して、児童・生徒等及び保護者へ丁寧に説明することなどについて、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、国のマスク着用に関するリーフレットを活用するなどして、児童・生徒等及び保護者に対して周知するよう依頼した。
- (5) 5月31日に、文部科学省が5月24日付け同事務連絡でマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について改めて県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

2 県立社会教育施設の対応について

(1) 3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

3 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況 県教育委員会把握分（令和4年7月6日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校） （1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年7月まで	高等学校・中等教育学校	12,932	140			
	特別支援学校	916	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校児童・ 生徒数	[参考] 県立学校数
	合 計	13,848人	169校	517人	124,814人	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年7月まで	高等学校・中等教育学校	919	139			
	特別支援学校	518	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校教員数 (本務者)	[参考] 県立学校数
	合 計	1,437人	168校	38人	11,354人	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年7月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19		17	
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49		17	
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17		1	
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4		2	
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0		1	
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323 (16)	165 (0)	210 (2)
	特別支援学校	72 (1)		45 (2)	
令和4年 2月	高等学校・中等教育学校	2,654 (96)	2,958 (109)	200 (9)	363 (16)
	特別支援学校	304 (13)		163 (7)	
令和4年 3月	高等学校・中等教育学校	1,822 (103)	2,003 (119)	174 (8)	275 (13)
	特別支援学校	181 (16)		101 (5)	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	

※ () は自主療養者数で外数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)	(154)	90 (1)	(4)
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	71 (1)	108
	特別支援学校	41 (4)	(88)	37 (0)	(1)
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416	15 (0)	28
	特別支援学校	18 (0)	(24)	13 (0)	(0)
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	251 (6)	259	13 (0)	22
	特別支援学校	8 (1)	(7)	9 (2)	(2)
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	3,849人 (254人)	4,085人	186人 (4人)	335人
	特別支援学校	236人 (19人)	(273人)	149人 (3人)	(7人)
合計	高等学校・中等教育学校	12,932人 (468人)	13,848人	919人 (21人)	1,437人
	特別支援学校	916人 (49人)	(517人)	518人 (17人)	(38人)

※ () は自主療養者数で外数

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年7月まで）

高等学校・中等教育学校

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	6%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	67%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	5%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	14%
感染経路不明	57%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年7月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	19%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	77%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和4年7月まで	高等学校	1,415	15	[参考]	市町村立学校 児童・生徒数
	中学校	18,883	405		
	小学校	67,438	846		
	特別支援学校	362	18		
	合 計	88,098人	1,284校		
				市町村立学 校数	657,202人
					1,296校

(2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和4年7月まで	高等学校	137	15	[参考]	市町村立学 校教 員数（本務者）
	中学校	1,205	351		
	小学校	3,277	767		
	特別支援学校	201	19		
	合 計	4,820人	1,152校		
				市町村立学 校数	41,562人
					1,296校

(3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年7月まで （学校再開後）	高等学校	11
	中学校	68
	小学校	115
	特別支援学校	7
	合 計	201校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人		0人	
	小学校	1人		0人	
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人		58人	
	小学校	941人		152人	
	特別支援学校	15人		12人	
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	130	3,394	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	52
	中学校	424		23	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	201	12,552	19	863
	中学校	2,981		193	
	小学校	9,334		607	
	特別支援学校	36		44	
令和4年 2月	高等学校	272	30,411	30	1,889
	中学校	5,418		450	
	小学校	24,613		1,317	
	特別支援学校	108		92	
令和4年 3月	高等学校	239	19,663	25	953
	中学校	3,660		238	
	小学校	15,696		656	
	特別支援学校	68		34	
令和3年度 小計	高等学校	967人	68,967人	97人	4,273人
	中学校	14,353人		1,054人	
	小学校	53,364人		2,936人	
	特別支援学校	283人		186人	

<児童、生徒>

<教職員>

<児童、生徒>				<教職員>	
年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和4年 4月	高等学校	221	11,598	16	196
	中学校	2,605		60	
	小学校	8,739		118	
	特別支援学校	33		2	
令和4年 5月	高等学校	71	5,459	7	89
	中学校	1,239		28	
	小学校	4,118		53	
	特別支援学校	31		1	
令和4年 6月	高等学校	80	431	6	28
	中学校	101		5	
	小学校	250		17	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 7月	高等学校	15	54	0	1
	中学校	14		0	
	小学校	25		1	
	特別支援学校	0		0	
令和4年度 小計	高等学校	387人	17,542人	29人	314人
	中学校	3,959人		93人	
	小学校	13,132人		189人	
	特別支援学校	64人		3人	
合計	高等学校	1,415人	88,098人	137人	4,820人
	中学校	18,883人		1,205人	
	小学校	67,438人		3,277人	
	特別支援学校	362人		201人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年7月まで）

高等学校

感染経路	割合
家庭内感染	18%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	78%

中学校

感染経路	割合
家庭内感染	33%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	64%

小学校

感染経路	割合
家庭内感染	29%
学校内感染	0%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	1%
感染経路不明	70%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	31%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	11%
感染経路不明	58%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年7月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	72%

参考 2

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 7 月 6 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:40	1
8:45	1
8:50	7
8:55	3
9:00	33
9:05	10
9:10	35
9:15	9
9:20	26
9:25	2
9:30	7
9:35	2
9:40	1
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 4 年 7 月 6 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	9
9:10	2
9:15	1
9:30	3
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

IV 令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

1 調査の概要

県教育委員会では、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組の一環として、県立学校の生徒及び教職員を対象とした令和3年度アンケート調査(第1回・第2回)を実施した。

(1) 調査の目的

ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。

イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに、セクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象等

ア 調査対象

(ア) 県立高等学校(全課程)138校、県立中等教育学校(後期課程)2校、県立特別支援学校(高等部)29校の全ての生徒及び教職員(外部指導者を含む。)

(イ) 調査対象人数は、生徒約120,500人、教職員は約15,900人

イ 調査内容

(ア) 生徒自身が受けたセクハラ及び被害に対する具体的な対応等

(イ) 生徒が他の生徒の被害について見聞きした状況

(ウ) 教職員が生徒に対して行ったセクハラについて、自己申告又は他の教職員による目撃情報(第2回のみ実施)

ウ 調査方法

(ア) 生徒に対する調査

全生徒に対し、学校を通じて、アンケート回答用のURL及び二次元バーコードを記載した「調査のお願い」を配付し、各生徒は、自宅等でパソコン、スマートフォンなどから回答(無記名可)

※ 第2回については、学校を通じて、「回答用紙」も配付し、県教育委員会に郵送する方法による回答を実施

(イ) 教職員に対する調査(第2回のみ実施)

全教職員に対し、「調査用紙」を配付し、自身及び他の教職員のセクハラについて該当のある場合は、記名の上、具体的内容を記載して校長又は校長が指定した者に提出

エ 調査対象期間

第1回 令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

第2回 令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

(7月31日以前の内容も回答可)

教職員については、令和3年4月から令和4年1月調査時点まで

2 調査の結果

生徒に対する調査

(1) 回答状況

被害を受けたという回答数 190件

(内訳：男子50件 女子106件 不明34件)

第1回 130件(内訳：男子40件 女子70件 不明20件)

第2回 60件(内訳：男子10件 女子36件 不明14件)

60件のうち回答用紙による回答数2件

(内訳：女子2件)

(2) 被害状況(複数回答)

被害を受けたと回答した190件のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答は96件、

「他の生徒が被害を受けた」との回答は94件であった。

回答内容(複数回答)	件数	第1回	第2回
自分自身が被害を受けた	96件	(66件)	(30件)
他の生徒が被害を受けた	94件	(64件)	(30件)
計	190件	(130件)	(60件)

*上記のどちらにも記載がない回答は、「自分自身が被害を受けた」に含めている

*上記のうち両方に回答したのは2件

(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者(複数回答)

セクハラの実行者(複数回答)	件数	第1回	第2回
先生	49件	(29件)	(20件)
生徒	28件	(23件)	(5件)
部活動の指導者(顧問の先生以外)	1件	(0件)	(1件)
その他	18件	(14件)	(4件)
計	96件	(66件)	(30件)

(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容(複数回答)

被害の内容(複数回答)	件数	第1回	第2回
必要もないのに体に触られた	42件	(28件)	(14件)
性的なからかいや冗談などを言われた	25件	(19件)	(6件)
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	15件	(14件)	(1件)
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	13件	(10件)	(3件)
性的な関係を求められた	8件	(8件)	(0件)
その他	35件	(23件)	(12件)
計	延べ 138件	(延べ 102件)	(延べ 36件)

(5) 回答に対する対応等

被害を受けたという回答 190 件のうち、学校名が特定された 189 件については、行政課から、当該校の校長に対し、回答内容を伝え、事実確認等の調査を依頼した。

調査の結果、56 件(40 人)の教員による行為が確認され、その内容については、女子生徒に対して下の名前で呼んだりしたもの、部活動中の生徒に対して性的なからかいや冗談にあたる発言をしたりしたもの、授業中に生徒に指導を行う際や注意を促す際に髪や頭を触るなどの身体接触を行ったりしたもの、生徒と話をする際や指導を行う際に距離が近いものなどであった。

校長は、調査結果を行政課に報告するとともに、結果を踏まえ、加害教職員が判明した場合は、当該教職員に直接指導するなどし、判明しなかった場合は、教職員全体や生徒に対する注意喚起等の行うなどの措置を講じた。

教職員に対する調査

(1) 報告状況

セクハラと言動についての報告事案数 6校 7件
(校種内訳：高等学校4校・特別支援学校2校)

(2) 事案状況

報告事案のうち、「他教職員からの目撃情報等」によるものが7件であ

った。

報告内容	件数
他教職員からの目撃情報等	7件
本人の申告	0件

(3) セクハラと言動の内容(自由記述からの読み取り)

セクハラと言動の内容	件数
必要のない身体接触	5件
指導場面等での距離感の近さ	2件
計	7件

(4) 報告に対する対応等

「他教職員からの目撃情報等」の7件について、行政課から、当該校の校長に対し、回答内容を伝え、事実確認等の調査を依頼した。

調査の結果、7件(6人)の教員による行為が確認され、その内容については、生徒とふざけあって追いかけてまわしたものの、生徒の求めによりスマートフォンで写真撮影をしようとしたもの、部活動で生徒の体に触れて指導を行ったというもの、身体接触を通じたコミュニケーションをとったものなどであった。

校長は、事実確認等の調査を行い、行政課に報告するとともに、当該教職員に対する指導などの措置を講じた。

3 総括

- 生徒に対する調査における被害を受けたという回答は、前年度の32件から190件と大幅に増加した。その要因として、年2回の実施となったこと、インターネットによる回答方法が定着し利便性が向上したこと、啓発を継続して実施してきたことにより生徒のセクハラに対する意識が向上したことが考えられ、その結果、学校内外で見聞き等するセクハラが顕在化できたと捉えている。
- 「他の生徒の被害についての回答」が全体の49%を占めた。(前年度28%)生徒のセクハラに対する意識向上の表れと捉えている。
- 被害を受けた生徒自身の対応について、「友だち、家族など身近な人に相談した」「先生や窓口に相談した」「相手に伝えた」等、何らかの対応をしたとの回答の割合は42%(前年度29%)で、前年度調査より増加した。

- 事実確認された内容については、授業中における教員による unnecessary 身体接触や不用意な発言、配慮に欠けた行動などが見受けられた。また、部活動指導中に技術指導などのために行った身体接触などについて、周囲で見ていた生徒がセクハラと受けとめる場合も確認された。

4 今後の対応

- 教職員にセクハラのつもりはなくても、生徒や周囲で見ている生徒・教職員がセクハラと受けとめる場合があることから、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示し、注意を促していく。
- 特に、授業中に注意を促すための身体接触、技術指導などのための身体接触などについて、引き続き、不用意な身体接触はしないとともに、指導を要する場合は言葉で丁寧に説明するなど、対応について注意を促す必要がある。
- 教職員の授業中の言動や例示等について、また、性的マイノリティに対する発言についてセクハラと受けとめるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺える回答もあった。今後も性的マイノリティにかかる啓発活動を含め、生徒・教職員双方に対して人権教育を進めていく。
- 令和4年度の調査においては、設問内容を見直すなど、より実態把握がなされるように改善する。

※調査結果の詳細(教職員の調査結果を除く)は参考資料3のとおり

V 県立学校における新たな校長職「総括校長」導入の検討状況について

教育課題に関する校長への指導・助言や経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う新たな校長職「総括校長」を県立学校に導入することについて、検討状況及び今後の予定を報告する。

1 検討の経緯

(1) 背景

県立学校 169 校では、各学校が地域や教育課程などに応じて、魅力ある教育活動を展開しているが、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症への対応など、急速な社会情勢の変化に伴い、教育をめぐる課題はこれまで以上に多様化かつ複雑化している。

一方、近年の教員の大量退職による世代交代に伴い、管理職としての経験が浅い校長が増えている。

(2) 支援体制

校長がリーダーシップを発揮し、山積する課題に迅速かつ適切に対応して円滑に学校経営を行っていくためには、校長が知識、経験を有する者から適切な指導・助言を得られる支援体制づくりが急務となっている。

そこで、校長の学校経営力の一層の強化を図るため必要に応じて助言等を求めることができる体制や管理職としての経験が浅い校長に対し、人材育成の視点を含めた指導・助言を行う体制を全県的に構築する。

2 新たな校長職の設置について

(1) 設置の考え方

県立学校の校長の学校経営力の一層の強化を図るため、教育課題に関する校長への指導・助言に加え経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う新たな校長職を設置する。

(2) 新たな校長職の概要

ア 名称

総括校長

イ 職務

(ア) 教育課題に関する他校の校長への指導・助言

(イ) 経験の浅い校長の人材育成

(ウ) 教育施策の立案・実施に向けた教育局との調整

ウ 配置人数（案）

県立高校については、県内の地域(※)ごとに1名、特別支援学校については全県で1名を配置することとし、合計6名とする。

(※) 県立高校改革の5地域

- ①横浜北東・川崎 ②横浜南西 ③横須賀三浦・湘南
- ④中・県西 ⑤県央・相模原

エ 処遇

総括校長には、従来の校長と同様に教育職給料表の5級を適用するが、その職務の役割、責任を踏まえて、管理職手当の引上げを検討する。

3 今後の予定

令和4年11月 給与条例改正案を教育委員会に付議

12月 県議会第3回定例会に給与条例改正案提出

令和5年3月 人事異動内示

4月 総括校長の職の発令

VI 厚木市複合施設への県機関の入居について

厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎の県機関について、厚木市が建設する複合施設への入居に向けた調整を進めており、現在の取組状況と今後の予定を報告する。

1 経過

平成30年3月 厚木市が県に複合施設への入居を要請

平成31年2月 厚木合同庁舎等の再整備について、総務政策常任委員会
に取組状況を報告

平成31年3月 県が厚木市に複合施設への入居方針を回答

令和元年度～ 複合施設への入居に向けた調整



2 市複合施設について

- 厚木市が本厚木駅至近（厚木市中町）に建設する施設で、市役所や図書館のほか、国の行政機関等が入居する予定。
- 厚木市は、設計施工一括発注方式により複合施設を整備することとしており、令和7年度以降の供用開始に向け、現在、基本設計を行っている。

3 取組状況

(1) 県の入居方針

ア 入居方法

区分所有する。

イ 入居予定の県機関

県央地域県政総合センター、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所、
かながわ労働センター県央支所、県央教育事務所、
少年相談・保護センター（警察）、資源循環推進課（分室）、
技術管理課厚木南駐在事務所、砂防課厚木南駐在事務所

(2) 厚木市との調整状況

- ・ 現在、県機関の使用面積、設備の仕様、費用負担等について調整中。
- ・ 県が負担する費用については、区分所有に伴う経費として、建設費等の持分割合相当額を厚木市に支払う方向で調整中。
- ・ 今後、複合施設の区分所有に係る債務負担行為を設定し、厚木市と、入居の確約や費用負担等に関する基本協定を締結する予定。

4 今後の予定

令和4年9月 第3回定例会に補正予算案提出
(債務負担行為の設定)

10月 縣市基本協定締結
施設整備に係る事業者公募の公告（厚木市）

令和5年度 整備着手（厚木市）

令和7年度以降 整備完了（厚木市）

県機関入居、供用開始

※ 県が負担する費用の支払い時期等については調整中。

5 その他

- ・ 特殊な車両の取扱いや資材庫の設置が必要となることから複合施設へ移転しない厚木土木事務所及び厚木水道営業所については、厚木南合同庁舎に集約する方向で調整する。
- ・ 厚木合同庁舎の跡地については、隣接する旧厚木警察署及び旧厚木児童相談所の跡地とあわせて一団の土地として利活用を検討する。



Ⅶ インクルーシブ教育の推進について

1 神奈川県におけるインクルーシブ教育の推進

- ・ 「インクルーシブ教育」は、国連が示した世界共通の教育目標である「万人のための教育」の実現に向けて提唱された目標であり、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障し、共に学ぶ環境を用意する取組である。
- ・ 神奈川県では、これまでも、すべての子どもたちを対象に、一人ひとりの「教育的ニーズ」に適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据える「支援教育」を推進してきたが、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズへの気づきが高まった一方で、共に学ぶ取組が不十分であることが課題となっていた。
- ・ そこで改めて、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

2 義務教育段階の取組

(1) これまでの取組経過

義務教育段階においては、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業（平成27年度から平成30年度）を実施した。

その成果と理念の普及のため、令和元年度は15市町の小学校15校、令和2年度及び3年度は30市町村の小学校30校（いずれも政令市を除く）を指定し、小学校への後補充非常勤講師の配置により、教育相談コーディネーター（教員）の授業時間を軽減し、コーディネート業務に当たる時間を確保するなど、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施した。

(2) 令和3年度の取組

ア 指定校での取組

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備、学習の見通しを持てる授業等の共に学ぶ環境づくり

イ 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催による成果の共有
- ・ 「全県指導主事会議」等の各種会議や教職員対象の研修会等での情報提供
- ・ 市町村教育委員会への働きかけや連携による取組の推進

(3) 令和4年度の取組（予定）

- ・ 校内支援体制整備事業の継続
30市町村（政令市を除く）小学校30校
- ・ 市町村立学校等での具体的取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」（8月）や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した理解・啓発の実施

<インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)>

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
1	横須賀市		公郷小学校	→	→	池上小学校
2	湘南 三浦	鎌倉市	深沢小学校	→	→	→
3		藤沢市	鵜南小学校	→	→	→
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校	→	室田小学校	→
5		逗子市	—	池子小学校	→	→
6		三浦市	—	初声小学校	→	→
7		葉山町	—	葉山小学校	→	→
8		寒川町	—	寒川小学校	→	小谷小学校
9		大和市	柳橋小学校	→	→	→
10	県央	海老名市	杉本小学校	→	→	→
11		座間市	相模が丘小学校	→	座間小学校	→
12		綾瀬市	綾瀬小学校	→	→	→
13		厚木市	—	戸室小学校	→	→
14		愛川町	—	半原小学校	→	→
15		清川村	—	緑小学校	→	→
16		平塚市	勝原小学校	松原小学校	→	→
17	中	秦野市	西小学校	→	大根小学校	
18		伊勢原市	比々多小学校	→	→	
19		大磯町	—	国府小学校	→	→
20		二宮町	—	一色小学校	→	→

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
21	県西	南足柄市	—	岡本小学校	→	→
22		中井町	—	中村小学校	→	→
23		大井町	上大井小学校	→	→	→
24		松田町	—	松田小学校	→	→
25		山北町	—	川村小学校	→	→
26		開成町	—	開成小学校	→	→
27		小田原市	富水小学校	→	→	→
28		箱根町	湯本小学校	→	→	→
29		真鶴町	—	まなづる小学校	→	→
30		湯河原町	湯河原小学校	→	→	→

3 高等学校段階の取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

＜インクルーシブ教育実践推進校（14校）＞*パイロット校

城郷高等学校	湘南台高等学校
霧が丘高等学校	茅ヶ崎高等学校 *
上矢部高等学校	厚木西高等学校 *
川崎北高等学校	伊勢原高等学校
橋本高等学校	足柄高等学校 *
上鶴間高等学校	綾瀬高等学校
津久井浜高等学校	二宮高等学校

(2) 入学状況

令和2年度入学者選抜より14校で特別募集を実施している。

- ・令和2年度特別募集入学者 190人（定員294人）
- ・令和3年度 " 215人（ " ）
- ・令和4年度 " 203人（ " ）

(3) 進路状況

生徒の進路希望の実現をめざし、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月、同3年3月及び同4年3月の卒業生を合わせた進路状況は、進学(大学、短期大学、専門学校) 25%、職業訓練機関21%、就職33%、福祉サービス15%等となり幅広い進路選択に結びついた。

(4) 令和3年度の取組

ア 施設・設備等の整備

- ・ 高校改革実施計画Ⅱ期で指定の11校で3学年分のリソースルーム(※)の改修完了

※生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じ個別の指導等を受けるための教室

イ 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会(年8回)における各校の取組の共有

ウ 特別募集の見直し

- ・ 中高連携事業への参加要件の緩和
- ・ 二次募集の実施

(5) 令和4年度の取組(予定)

- ・ リソースルーム等の設備の整備
- ・ 教職員配置の継続
- ・ 特別募集の志願に係る通学地域の要件撤廃
- ・ 各実践推進校における自校の特色に合わせた取組の充実
- ・ インクルーシブな学校づくりの全校展開に向けた県立学校長の理解促進及び実践事例の共有
- ・ 県立学校での具体的取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」(11月)の開催、研修会・説明会を活用した理解啓発の実施

Ⅷ 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

1 概要

令和3年11月に設置した「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会」から、令和4年3月に提出された「入学者選抜制度の改善について（報告）」を踏まえ、「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」をまとめ、令和4年4月26日の教育委員会で付議し、決定したので報告する。

2 主な改善内容

(1) 改善にあたっての基本的な考え方について

- 入学者選抜の在り方そのものに関わる大きな課題は指摘されていないことから、現行入学者選抜制度の基本的な枠組みは変更しない。
- 新学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られたことを踏まえ、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、入学者選抜において学力の三つの要素を的確に測りとりという理念を継承する。
- 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とする。
- 中学校教育及び高等学校教育への影響がより小さくなるよう、受検者の受検機会の確保を図りながら、入学者選抜の実施期間を短縮する。

(2) 改善内容について

- 選抜時期の変更点
 - ・ 定通分割選抜の実施時期を繰り下げる。
 - ・ 定通分割選抜の二次募集は実施しない。
- 選抜における検査等の変更点
 - ・ 共通選抜（全日制・定時制）における共通の検査は学力検査とし、面接は実施しない。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査を行わず、特色検査として面接を実施する。
 - ・ 特色検査で実施する検査は、実技検査、自己表現検査、面接とする。
 - ・ 「学びに向かう力」については、中学校の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」により評価することとする。

- ・ 共通選抜（全日制・定時制）における第1次選考においては、調査書の学習の記録の評定及び実施した検査の結果を活用して選考する。
 - ・ 共通選抜（全日制・定時制）における第2次選考においては、実施した検査の結果と各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して選考する。
 - 実施時期
 - ・ 令和6年度入学者選抜（令和5年度実施）から実施する。
- 3 入学者選抜制度の改善に関する広報・周知
- 改善方針の記者発表、ウェブページ掲載
 - 市町村教育委員会、県内公立中学校・高等学校等教育機関への送付
 - 広報印刷物の作成・配付と説明会等の実施
 - ・ 公立中学校長を集めた説明会の実施（5月以降）
 - ・ 中学生向けパンフレット及び説明資料の配付・ウェブページ掲載（7月）

IX 令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果について

1 県立学校における体罰調査の概要

(1) 調査の目的

ア 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。

イ 各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

(2) 調査対象

県立高等学校 138 校、県立中等教育学校 2 校、県立特別支援学校 29 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）
（児童・生徒：約 123,700 人、教職員等：約 15,900 人）

(3) 調査内容

令和3年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査方法

ア 児童・生徒及び保護者は、次のいずれかの方法

(ア) パソコン、スマートフォン等により専用のURL又は二次元コードから回答

(イ) 学校が配付した回答用紙を県教育委員会へ郵送

イ 教職員等は、回答用紙を校長へ提出

(5) 調査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 市町村立学校における体罰調査の概要

(1) 市町村における体罰調査

政令3市を除く30市町村で県の実施要項を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行った。

(2) 調査対象

小学校 328 校、中学校 175 校、高等学校 1 校、特別支援学校 3 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等

(児童・生徒：約 232,200 人、教職員等：約 17,900 人)

(3) 調査内容

令和 3 年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

3 令和 3 年度に神奈川県内で把握した体罰事案の状況

(1) 体罰の発生状況

本調査によって把握した事案のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している事案を加え、次のとおり。

a 令和 3 年度・体罰発生件数：9 件

(県立学校 5 件 + 市町村立学校 4 件)

b その内、本調査で把握した件数：2 件

(県立学校 2 件 + 市町村立学校 0 件)

ア 県立学校

場面 \ 校種	3 年度				(参考)	
	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	2 年度	元年度
授業中	3(2)	0	1	4(2)	5	4(4)
部活動中	1	0	0	1	3(2)	0
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	0	1(1)
その他 (昼休み・放課後等)	0	0	0	0	1	0
合計	4(2)	0	1	5(2)	9(2)	5(5)

※ 括弧内の数字は体罰調査で把握した件数(内数)

※ 過年度分は校種の合計値

イ 市町村立学校

場面	校種	3年度				(参考)	
		小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	2年度	元年度
授業中		0	1	0	1	0	2
部活動中		0	2	0	2	1	0
特別活動中 (部活動以外)		0	1	0	1	0	0
その他 (昼休み・放課後等)		0	0	0	0	3	2
合計		0	4	0	4	4	4

※ 過年度分は校種の合計値

ウ 総合計

場面	年度	3年度	(参考)	
			2年度	元年度
授業中		5(2)	5	6(4)
部活動中		3	4(2)	0
特別活動中 (部活動以外)		1	0	1(1)
その他 (昼休み・放課後等)		0	4	2
合計		9(2)	13(2)	9(5)

※ 括弧内の数字は体罰調査で把握した件数(内数)

(2) 調査によって把握した体罰事案の概要

ア 県立学校

NO	職	校種	内容	負傷
1	非常勤 講師	高等学校	授業中、私語をした生徒を指導した際、教科書の平面部分で、当該生徒の頭頂部を叩いた。	なし
2	教諭	高等学校	授業中、定期試験の点数が良くなかった生徒に対し、叱咤激励するつもりで、出席簿の平面部分で、当該生徒の頭部を叩いた。	なし

イ 市町村立学校

本調査によって把握した体罰事案はなかった。

(3) 体罰事案の発生状況の考察と評価

ア 事案の発生件数

- (ア) 県立学校 : 前年度 9 件が 5 件に減少
- (イ) 市町村立学校 : 前年度と同じ 4 件
- (ウ) 総合計 : 前年度 13 件が 9 件に減少

イ 場面別

(ア) 県立学校

- 授業中 : 前年度 5 件から 4 件に減少
- 部活動中 : 前年度 3 件から 1 件に減少
- 特別活動中 : 前年度と同じ 0 件
- 昼休み・放課後等 : 前年度 1 件から 0 件に減少

(イ) 市町村立学校

- 授業中 : 前年度 0 件から 1 件に増加
- 部活動中 : 前年度 1 件から 2 件に増加
- 特別活動中 : 前年度 0 件から 1 件に増加
- 昼休み・放課後等 : 前年度 3 件から 0 件に減少

ウ 考察と評価

令和 3 年度は、総合計件数が前年度の 13 件から 9 件に減少したが、体罰の根絶に向けて、今後も継続的な取組が必要である。

また、本調査によって把握した体罰事案は前年度と同じ 2 件であった。引き続き、体罰が発生した際の学校から教育委員会への速やかな報告を徹底する必要がある。

4 今後の対応

令和 4 年度教育委員会不祥事防止会議において決定された体罰防止のための取組を確実に実施していく。

(1) 体罰の未然防止のための環境整備

- ア 複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備
- イ 管理職による校内の定期的な巡視
- ウ 児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

(2) 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用

(3) 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施（管理職以外の教職員からも募集）

X かながわ特別支援教育推進指針について

県教育委員会は、令和4年3月に、「かながわ特別支援教育推進指針」を策定した。その概要等について報告する。

1 策定の趣旨

本指針は、県教育委員会が、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」（令和2年3月）及びこれまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

2 主な内容

(1) 特別支援教育推進の方向性

ア 基本的な考え方

(ア) 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり

共生社会の実現に向けて、すべての児童・生徒等が、どこで学んでもその教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、できるだけ居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。

(イ) 社会情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会情勢や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びその時々状況に的確に対応した「特別支援教育のあり方」を常に検討していく必要がある。

イ めざす方向性

特別支援教育の充実がインクルーシブ教育の進展に資するために、就学前から高等学校段階までの学びを通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場それぞれの更なる整備をめざす。

多様な学びの間で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。

就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等が連携し、個別の支援計画を作成し活用するなど、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

(2) 施策の方向

ア 特別支援学校の整備

国の特別支援学校設置基準の制定（令和3年9月）を受け、校舎の基準面積を満たさない県立特別支援学校における児童・生徒等の受け入れ枠不足に対し、地域ごとに(ア)～(エ)の基本的な観点を踏まえ、県立特別支援学校の整備や、それに合わせた通学区域の変更等を実施していく中で、その解消を図っていく。

(ア) 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域については、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく。

(イ) 地域の教育資源を生かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり

インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める。併せて、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、地域的なバランスを踏まえながら、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併置などの学部・教育部門の複数設置などを進めていく。

(ウ) 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応

県全体で生徒の増加が一定数見込まれる特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応については、小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域において、県立特別支援学校の整備等により、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠を拡大していく。

また、その他の地域においては、それぞれの地域の実情に応じて、既存特別支援学校の増改築による、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大、分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備することで対応していく。

その中で、分教室については、指導・支援をより充実させることができるよう、必要な教育環境の整備を進める。さらに、各地域に

おける今後の児童・生徒数の推移や、インクルーシブ教育実践推進校の拡大等、多様な学びの場の整備状況等を踏まえ、地域間のバランスを考慮した適正配置を進めていく。

(エ) 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

計画的に老朽化対策工事を実施するとともに、時代に即した職業教育やキャリア教育の充実を図るための施設改修や厨房施設の改修工事を順次検討し、実施していく。

イ 医療的ケアの充実

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することを目的に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月）を踏まえ、県教育委員会及び市町村教育委員会は、諸施策を推進していく。

(ア) 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、管理医師長や担当医の意見等を踏まえ、看護師の配置を順次拡充していく。また、医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援について、医療・福祉等の各機関と連携した「医療的ケアを必要とする児童・生徒等の通学支援検討会議」等での意見等を踏まえ、福祉車両等を活用した通学支援を試行し、順次実施していく。

(イ) 小・中学校における医療的ケアの充実

県教育委員会は、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を継続し、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修の実施や、県立特別支援学校の看護師の市町村派遣など、各市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備を支援していく。

ウ 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケア」を除く）

県と市町村の教育委員会がインクルーシブ教育の更なる推進を共通理解としたうえで、特別支援教育の充実に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、十分に連携・協力しながら取組を進めていく。

(ア) 各学びの場における指導や支援の充実

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、人事交流や外部機関への教員派遣を継続実施するとともに、小・中学校への県立特別支援学校教員の派遣を検討し、実施する。また、大学や、独立行政法

人国立特別支援教育総合研究所など、特別支援教育の専門機関等と連携し、特別支援教育の充実に資する実践研究を行い、その成果は全県指導主事会議等を通じて普及を図っていく。

(イ) 県立特別支援学校のセンター的機能の強化

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校のセンター的機能の活用について、効果検証等の取組を進め、各学校が、各地域の実情に応じて、より効果的に活用できるよう、その仕組みを構築していく。

(ウ) 交流及び共同学習の充実

地域で学ぶ取組を推進する観点から、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、各学校や学校間における交流及び共同学習の取組を組織的・計画的に進めている事例を収集し、その取組について、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図っていく。

(エ) 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、就学後も含めた義務教育段階の就学相談・支援について、県内全域に共通した課題の解決に向けた検討協議や、効果的な実践事例の収集等の取組を進め、各市町村教育委員会の就学相談・支援の指標となるよう、基本的な考え方や取組例等を取りまとめた就学の手引（改訂版）を作成する。また、各地区の実情に応じた課題の解決に向け、検討・協議を進めていく。

関係機関等の連携による切れ目ない支援体制の構築について、個別の支援計画を関係機関の間で有効に活用するなどの取組事例を収集し、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図っていく。

3 今後の取組

県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。

また、本指針に示した基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会や各学校等と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実に資する。

X I 県立特別支援学校の校名変更について

1 経緯

学校教育法の一部改正（平成18年6月公布、平成19年4月施行）により、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校とされた。

ただし、現に設置されている学校について、「盲学校」「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能であることが示された。（平成18年7月18日付文部科学事務次官通知「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」）

これを受け、県教育委員会では、学校、PTA、関係団体で構成する「校名検討会議」を設置（平成20年1月）し、県立特別支援学校の校名について検討した。その結果、「親しんだ校名を残して欲しい」という多数の意見を踏まえ、平成21年11月、既設校の校名は変更しないこととした。一方で、新たに設置する特別支援学校については、「支援学校」の名称を用いることとした。

その後、学識経験者、医療、福祉、PTA、学校、行政で構成する「神奈川県立特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置（平成30年8月）し、本県における特別支援教育のあり方について現状と課題を整理し、今後の方向性を検討する中で、県立特別支援学校の校名について次のとおり考え方が示された。

- ・ 既設校の「養護学校」という校名については、特別支援学校としての教育内容や支援機能の一層の充実が求められていることを踏まえ、検討していくことが必要である。
- ・ 既設校の校名検討にあたっては、共生社会の実現に資するための特別支援学校の役割を踏まえ、県立学校として統一感のあるものにすることが望まれる。

2 検討状況

「神奈川県立特別支援教育のあり方に関する検討会」で示された考え方を受け、令和2年度から、県教育委員会は、県立学校長会議特別支援学校部会と検討・協議を行った。

その際、各学校では、学校運営協議会や、保護者、児童・生徒などの関係者からの聞き取りを行った。

<関係者からの主な意見>

児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護」という名称には抵抗を感じるので「支援」学校がよい。 ・3年間過ごし、慣れ親しんだ名前がなくなるので寂しい。など
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内統一がよい。養護よりも支援の方が保護者としては気持ちがよい。 ・慣れ親しみ使用していたので、校名変更には違和感がある。など
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や時代の状況を鑑みると、妥当である。 ・「名は体を表す」時代に合わせるよい機会である。など

3 対応（案）

現在、「養護学校」の名称を使用している23校の名称（校種名部分）を「支援学校」に変更する。

<理由>

- ・ 共生社会の実現に向け、地域における支援機能を更に発揮し、かながわの支援教育を推進していく学校としての名称を用いる。
 - ・ 県立学校として統一感のある名称を用いる。
- ※ 平塚盲学校及び平塚ろう学校は、特定の障害種別に対応した教育を専ら行う学校として現在の名称を継続する。

4 今後の予定

令和4年8月 校名変更に伴う改正条例（案）を教育委員会に付議
 同 9月 校名変更に伴う改正条例（案）を県議会第3回定例会に提案
 同 11月 改正条例の公布
 令和5年4月 改正条例の施行

県立特別支援学校校名変更（案）

資料

番号	変更前	対応	変更後
1	平塚盲学校	変更なし	平塚盲学校
2	平塚ろう学校	変更なし	平塚ろう学校
3	鶴見養護学校	変更	鶴見支援学校
4	横浜南養護学校	変更	横浜南支援学校
5	保土ヶ谷養護学校	変更	保土ヶ谷支援学校
6	みどり養護学校	変更	みどり支援学校
7	瀬谷養護学校	変更	瀬谷支援学校
8	三ツ境養護学校	変更	三ツ境支援学校
9	中原養護学校	変更	中原支援学校
10	高津養護学校	変更	高津支援学校
11	武山養護学校	変更	武山支援学校
12	平塚養護学校	変更	平塚支援学校
13	湘南養護学校	変更	湘南支援学校
14	鎌倉養護学校	変更	鎌倉支援学校
15	藤沢養護学校	変更	藤沢支援学校
16	小田原養護学校	変更	小田原支援学校
17	茅ヶ崎養護学校	変更	茅ヶ崎支援学校
18	相模原養護学校	変更	相模原支援学校
19	秦野養護学校	変更	秦野支援学校
20	伊勢原養護学校	変更	伊勢原支援学校
21	座間養護学校	変更	座間支援学校
22	津久井養護学校	変更	津久井支援学校
23	麻生養護学校	変更	麻生支援学校
24	金沢養護学校	変更	金沢支援学校
25	岩戸養護学校	変更	岩戸支援学校
26	相模原中央支援学校	変更なし	相模原中央支援学校
27	横浜ひなたやま支援学校	変更なし	横浜ひなたやま支援学校
28	えびな支援学校	変更なし	えびな支援学校
29	あおば支援学校	変更なし	あおば支援学校

※ 平塚盲学校及び平塚ろう学校については、特別の障害種別に対応した教育を専ら行うため、校名変更を行わない。